

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇監査公告 昭和三十三年度にかかる経済部等の定期監査の結果公表
- 昭和三十三年度にかかる秘書課等の定期監査の結果公表
- 昭和三十三年度にかかる大阪事務所等の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第一号

地方自治法第九十九条の規定に基き昭和三十三年度に係る経済部、土木部各課局並びに電気局の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

課局名	監査箇所	鳥取県監査委員	執行年月日
農政課	同	松本利治	昭和三十四年十月十五日
農業改良課	同	萩原次郎	同
蚕糸課	同	井上善一	同
耕地課	同	戸田俊己	同
地下資源開発局	同	執行	昭和三十四年十月十五日
中海干拓調査局	同	同	同
畜産課	同	同	同
水産課	同	同	同
商工課	同	同	同
林務課	同	同	同
農地開拓課	同	同	同
管理課	同	同	同

道路課	同	
河港課	同	
砂防課	同	
建築課	同	
観光課	同	十月十三日
電気局	同	八月十九日
幡郷発電所	同	七月六日
小鹿発電所	同	八月十日
春米発電建設事務所	同	八月十一日

農政課

一 農山漁村建設総合対策事業は概ね順調に推進されているが、本事業に対する国庫助成事務費(1.2)は、県の裏付が完全になされず、本年度においても四十四万九千円国庫返上している。必要裏付は完全措置し事業の適正執行を期せしめるべきである。

また、行政指導並びに事務費の早期配分等についても、関係機関と連絡を密にし適切を期する要がある。

なお、この特別助成事業終了地域に対する事後指導

の徹底についてはとくに配慮されたい。

二 農業協同組合の振興対策については、種種施策が講ぜられてきているが、さらに、行政指導の徹底と系統機関の指導促進を図って、農協組織の整備強化に留意せられたい。

また、農業信用基金協会の基金の造成並びに育成指導については、さらに、一層努力を要する。

三 農業共済単位組合の事業は逐次市町村へ移管を見つつあるが、これら既存組合の財務指導の徹底と、市町村への円満移譲の指導について遺漏なきを期されたい。

四 農村工業振興事業として毎年国庫助成(1.2)をうけ、本年度も製茶、漬物類、わら工品の技術研修を延一日間(参加者一七七名)実施しているが、生産指導面は他課に属しているため、事業の効率化を期する面から系統的一貫性施策が望まれる。

五 農林金融対策事業は、従来の補助政策から融資制度に逐次移行され制度資金の普及啓蒙により伸びてきて

いるが、資金枠からみればなお、多額の余裕があり制度運用上再検討の要が窺われる。また、折角の資金中には目的外用途のものが跡をたないようであるから、適正運用を期する要がある。

六 県農業会議に対する補助金三百十余万円のうちには、県費百万円が含まれているが、本県農業振興のため本会議の一層の協力が期待される。

七 農業協同組合講習所の運営方針については、現地監査の結果を参照し、さらに、検討考慮が必要である。農業改良課

一 特産物振興対策事業は、県費四十八万余円をもって果樹振興、青果物販売対策、葉たばこ奨励等実施しているが、このうち果樹振興対策費は二十五万円で、早生二十世紀梨苗の委託生産(一五、〇〇〇本)と、その他輸送試験等の経費に充てられている。また青果物販売対策費は十万余りで、出荷調整協議会その他糖度計器の購入費等であるが、本県特産物振興の面から特に農産物流通対策等、諸施策の充実強化につき検討

を要する。

また、農産物の系統流通一元化による生産販売対策の確立につき、考究措置の要がある。

二 寒冷地農業振興対策要綱に基く大山山麓畑作地帯の開発は、前年度に引き続き畑作振興地区(名和町)を指定し、その開発状況は次表のとおりであるが、計画に対する実績はなかなか離れている。これらの要因は天候その他立地条件、機械操業の未熟等によるものと一般的には、事業に対する啓蒙不足とその他未墾地における営農指導の欠如等により、事業推進をにぶらせているようであるから、この点充分検討考慮し利用度を高め作業能率の向上を図るべきである。

工種別	計画面積	実積	使用料
耕起	ヘクタール 九〇	ヘクタール 七七、四一、六一、一九	円
耕耘	七八	六、五	八、四五〇
うね立	三〇		
心土耕	九		

中耕	〇・三	三九〇
運搬	一七、時内	七、八一〇
計	一七七、八一九	一七七、八一九

右所要経費

二四五、六一八

内訳

- 人件費 (運転手一名) 一一五、一九三
- 機械借上料 五六、七二〇
- その他 七三、七〇五

三 農業改良普及員に対する一人当り、年間勤務状況は

次表のとおりであるが、逐年内務事務が増加し担当地区内現地活動に大きくし、わ寄せとなっているので、これらのす、勢を充分検討考慮し、事務の簡素合理化、補助者の設置、普及活動の徹底、普及員の教養による資質の向上及び市町等受入体制の確立強化等につき、一層の配慮が必要である。

なお、この活動実績には交通時間も含まれているので、実質的活動はさらに低下する。機動力を整備し実質的指導活動の向上が必要である。

年度別	年内一人当り勤務時間	所内活動	所外活動		区域			
			現地	調査打合せ	研修出張	計		
二九	二、四八三	二三・〇%	四九・三%	一八・二%	六七・五%	五・六%	三・九%	九・五%
三〇	二、四五二	二三・六%	五一・九%	一五・一%	六七・〇%	六・一%	六・一%	九・四%
三一	二、四三〇	二四・七%	四九・七%	一五・二%	六四・九%	四・八%	五・六%	一〇・四%
三二	二、三七八	二四・六%	四四・七%	一八・二%	六二・九%	六・〇%	六・五%	一二・五%
三三	二、三六六	一九・一%	四〇・五%	二六・〇%	六六・五%	七・一%	七・三%	一四・四%

四 農業改良資金の貸付状況は、本年度貸付予定額九百余万円に対し、実行額は五百十六万余円で、その割合は五七％となっている。これは技術導入資金においては、蚕業関係事業の不振と新規事業の利用度が低調のためである。また、施設資金は融資予定額一千六百十二万余円に対し、実行額は一千四百三十七万余円であって、施設資金の方が高度利用されている。これらの制度金融における対象外事業の救済については、資金需要の面から単県制度金融との調整を図る等その方法に検討を要し、さらには、資金枠の拡大を図り低利資金の活用につき考慮が必要である。

蚕糸課

一 国は、本年度新に桑園整理事業に着手し、これに基き県下桑園のうち二〇一ヘクタールを整理し、補助金(全額国費五、一八五、八〇〇円)を交付しているが、一面昭和三十一年度策定の蚕業振興計画は、このような施策によって坐折の形となっている。

県下の蚕業が農家経済に占める地位と蚕糸経済の見

とおしに立って、蚕業振興策の再検討を図るべきである。

二 養蚕経営の合理化を図るため、昭和三十一年度から継続的に実施してきた県下養蚕家対象の戸票調査は、本年度をもって完了していたが、この調査資料の活用と前記振興施策への反映につき、充分な考慮を望む。

三 県下六ヶ所の蚕業指導所に配置されている指導員の身分上、とくに監督、配置、異動、資質向上につき、現地機関の監査に、説しているように検討考慮の余地がある。

耕地課

一 災害復旧工事の進捗状況は次表のとおりであって、本年度施行済のものを含め進捗率は、各年災害を併せ八五・五％で残工事が三千六百余万円ある。また、今次伊勢湾台風等による現年度災害総額は、十三億一千万円に上っているので、これらの早期復旧並びに施工団体等の指導の徹底については格別の努力を望む。

年度別害	事業費	施行			残工事	進捗率
		三二年末	三三施行	計		
二八災	一六〇、八四四	一三六、九六八	二三、八七六	一六〇、八四四	一〇〇	
二九	一四、七〇七	一四、一六八	五三九	一四、七〇七	一〇〇	
三一	一八、一六九	一一、三一四	五、〇二二	一六、三三五	八九・九〇	
三二	二八、九三一	七、二九二	一一、六九七	一八、九八九	六五・六三	
三三	二九、四七七		四、七三八	四、七三八	一六・〇七	
計	二五二、一二八	一六九、七四二	四五、八七一	二二五、六一三	八五・五二	
三四	一、三一七、九五七			一、三一七、九五七		

単位千円

(注) 三四災は査定額である。

二 営繕事業の早期完遂については、毎回指摘してきているが、財政事情等もあって進捗度は遅延とし地元関係農民の間では不安焦そうの声も高まり事業の中止、反対運動も台頭している。これらは地元関係者と充分話し合いの上、国に対し補助率の引上等による事業費の確保と財源措置に配慮し早期完遂に努力すべきである。

なお、既往年度において完了した地域に対する早期生産効果を期するよう営農指導等についても、関係課とよく連携の上適切な指導を行うべきである。

三 土地改良事業の計画並びに地区採択、実施に到る一連の事務は国の決定が遅れ適正化法自体の適正な運営を阻害しているため、これが改善策につき国に要請すべきである。

四 補助事業の適正執行と補助金交付事務については、地域機関の監査で指摘しているように、これが指導監督につき一層厳を要する。

なお、本年度新に設けられた非補助融資制度の周知徹底については、さらに、配慮すべきである。

五 耕地事務所等現地機関に対する内部機構及び組織運営の合理化については、さらに、行財政効率の見地から検討考慮の余地がある。

地下資源開発局

一 本局は昭和三十一年五月商工課内に設置され、爾来局長は商工課長事務取扱で業務を推進してきたが本春四月専任局長を置くとともに、機構も強化され現在職員は局長以下九名である。

二 担当業務は、主として鉱業開発工業技術院地質調査所の協力による地質図幅調査を始め放射能鉱物調査、未利用鉄資源調査等諸調査業務を進めてきているが、なかでも放射能鉱物調査は原子燃料公社と緊密な連絡のもとに、ウラン賦存地域の確定鉱量のは、あくとも未開

発地域の採鉱を実施中であるが、これらの諸調査の完了によって生ずる採掘並びに粗製練所の誘致の問題等重要事項が残されているので、この処理につき格段の配慮を望む。

中海干拓調査局

一 本局は、昭和三十二年二月本庁内に設置され、現在職員は局長以下一〇名と兼務職員(耕地課職員)六名であり、このうち現地に米子分室を設け六名の職員を配置している。

二 業務内容は、前年度に引き続き日野川弓浜地帯等総合開発計画に基く諸調査を、農林省の委託、協力、県単独調査と三本建で実施している。

本調査は、広汎で国の機関及び部内関係課に属する分野も多いので、この企画調整等については、一層配慮し調査の慎重を期されたい。

畜産課

一 国の畜産振興事業補助金交付要綱による種雄畜購入事業は、毎年実施され、本年度は和牛四、めん羊一を

導入しこのほか、単興事業で乳牛一、豚二、鶏二五の増けいを図っているが、国の助成単価は本県の場合五割にも満たない低額であるため、計画された頭数確保ができないばかりでなく、国庫助成の県費裏付が寄附金等特定財源で賅われている関係上、財源の減収により毎年予算の不執行を生じ、本年度も五十万余円残している。助成単価の引き上げ要請と県の財政的措置につき善処の要がある。

二 本年度新に設けられた優良種牝豚貸付事業(単独)は、県費五十二万円をもって種牝豚四九頭購入し、これを農家に貸付し貸付後二ヶ年以内に生産された仔豚(牝)二頭を返納させ、これを再貸付し種豚改良を図るものであるが、本事業は各農家から歓迎され好成績であるので、さらに、これが拡大推進を図るとともに、一面国庫助成事業で実施している中小農家向家畜予託事業と併せ、農家経済の安定と養豚事業の振興に資するよう一層の努力を望む。

なお、この事業に対する飼育管理指導の徹底を欠ぐ

面があるので、この点配慮すべきである。

三 大山集約酪農建設事業は概ね当初計画に副って推進されてきているがこのうち、草地改良事業は実地踏査不十分による当初計画の過大等により、事業の進行が遅れているので、再検討を加へ早期完遂に努めるべきである。

なお、高度牧野の適正な維持管理と一般草生改良とくに、乳牛導入地域に対する草地改良とのかみ合せ等充分考慮し、飼料対策の樹立指導の徹底につき配慮が必要である。

四 寒冷地畜産振興対策事業として、前年度に引き続き県は国有雌牛を借受け、これを農家群(一群二〇頭)に貸付し、これを貸付期間内(乳牛五ヶ年、和牛三ヶ年)に生産された牝牛を返還する条件で、本年度は乳牛四〇頭(前年六〇頭)和牛一〇〇頭(前年八〇頭)を主として、開拓地、その他寒冷地帯農家を対象に貸付しているが、この委託牛の導入後における経営管理指導の徹底については、とくに配慮すべきである。

なお、本事業は、昭和三十四年度から設置された県有牛貸付事業(特別会計)との調和については、充分考慮されたい。

五 家畜家きんを中心とした農家経営の診断を県畜産会が行うため、その事業に対し、国の助成金(四六一、七六〇円)と県費補助金二十万円を交付しているが、この事業の診断員はすべて畜産連合団体の職員が担当し、補助事業に対する受入体制が十分整っていないと思われ、事業効果の確認と畜産会の育成強化を図って、受入体制の確立を図る要がある。

六 種畜場附属機関である有畜宮農指導所、畜産加工所及び米子ふ卵場並びに山陰酪農講習所及び大山放牧場の根本的運営方針の確立につき、早期に善処の要がある。

七 食用家畜家きんの販売体制の確立には、さらに、指導の徹底を期する要がある。

水産課

一 水産団体検査費は、国の助成(1/2)をうけ八十三

万余円(内、人件費七十万円)をもって運営検査を行いこのほか、団体指導費として県費四万円ばかりで指導を行っているが、行政効果が乏しいと思われるので、諸施策の総合運営による重点的かつ、強力な育成強化策が必要である。

なお、漁業公社の育成強化策については、さらに、考慮の要がある。

二 沿岸漁業振興対策の一環として、新に県外出漁に対し、県漁連に県費補助(八三、五二三円)とし、燃料費の一部を負担しているが、さらに、これが強化につき考究されたい。

三 水産振興費のうち漁村青年育成指導は、国庫助成(1/2)をうけ十万円をもって、特定地元漁民を対象に十名を選び先進地の視察を行っているが、さらに、規模の拡大と効率的執行に配慮が必要である。

四 米子養魚場施設については設置目的に副って、速に根本的解決が望まれる。

## 商工課

一 企業診断、金融対策、工業標準化、下請あつせん等中小企業振興合理化対策が講じられているが、このうち企業診断業務は診断要員を部外講師に依存することが多く、この招へいにも予算的制約をうけ事欠き、また融資あつせん後の経営管理指導と企業診断とのかみ合せに円滑をめぐ面があるので、職員の合理的配置をはかり、さらには、政府資金の導入確保並びに融資あつせん後の管理指導と診断業務の一体化につき、考究善処の要がある。

二 設備近代化資金及び中小企業振興資金助成事業による制度金融の需要は、いずれも高度利用され本年度設備近代化資金は、申込額一千五百余万円に対し六百六十万円、振興資金は一億二千七百余万円の申込に対し、対象分は八千八百余万円である。予算の関係上、貸付決定されたものは僅か一千四十二万円である。このように資金の限度はいずれも完全消化され利益その需要は増加の傾向にあるので、さらに、資金枠

の拡大を図って中小企業の振興に資するよう財政的考慮が必要である。

なお、これらの債権管理費は予算的考慮がされていない。償還確保の面からも適切な措置を講じ、適正な執行運営を図らしめるべきである。

三 中小企業協同組合の育成強化策については、直接的指導機関である中央会に対し、補助金(九〇〇万円)を交付し系統的経営指導の推進を図っているが、さらに、既成組合の組織運営の合理化と未組織業者の指導強化につき、一層徹底を期すべきである。

四 多年の懸案であった物産館の建設については、昨年十二月商工会館新築を機に同館の一部を借用し再び開館の運びとなったが、開設以来三名の県職員を常駐させ、特産物の収集、展示、販売業務を担当せしめ運営しているが、このような現況は原規則に定められた目的と違った実態であって、全面的に検討の余地がある。

なお、販売手数料その他事務処理に検討を要するも

のがあるので、県会計課の適切な指導が望ましい。

五 工業試験場の機能發揮について、速かに根本的対策が講ぜらるべきである。

## 林務課

一 森林組合の育成強化については、国庫補助(一七)をうけ新に現地指導員の長期駐在制度(組合に一定期間駐在)による特別指導の充実及び組合系統組織による連けいの強化策等によって、従来より一層積極化され自主的振興気運の醸成に配慮されていたが、さらに組合役職員の充実系統機関内における組織体制の確立、共済制度の創設等自主的施策と行政指導の強化が必要と思われるので、今後の育成指導に当ってはこの点配慮されたい。

二 林業技術普及事業は、現地機関の監査にもる説しているように指導員の業務は日を追って増加し、勢い普及活動に著しく圧迫となっているので、普及組織活動とくに担当業務に再検討を加へ、現地活動を容易ならしめるよう考慮の要がある。

なお、組合育成等行政的指導と普及業務との調整及び林業濃密普及地区に対する指導、助言等については、とくに意を用うべきである。

三 本年度の木炭生産状況はパルプ材の生産増大と、原木入手難等の関係もあって、減産となり生産量は計画量(二百万俵)の八九・三%である。

また、これらの生産検査費は一千三百余万円を要し、これに対し生産検査手数料は一千八十八万余円で、不足額は他の特定財源で賄われている。この検査費のうちほとんどが検査員の人件費であって、検査旅費は僅か五万円である。このことは、本年度中途において国は木炭生産指導実施要綱を設け国庫助成(一七)により、製炭技術向上と製炭経営の合理化策をとったのであるが、県は、この経費を前記木炭検査費、旅費七十五万円の予算組替を行ったためである。残額五万円の検査旅費では生産検査の万全は期し難いので、予算的考慮につき財政当局は検討すべきである。

四 公私有林造林事業は長期造林計画に基き、人工林転

換及び原野造林地等の拡大に主力を置き、計画推進に努力されていることは結構であるが、新に昭和三十四年度から措置された融資造林の普及徹底を期し、画期的造林促進に一層の配慮を望む。

五 県営苗ほにおける本年度得苗木数は一千一百一十本で、このうち県使用一百四十八万本、払下処分九百六十二万本で、この処分代金は六百四十九万余円である。また山行苗の生産本数は一百十九万本で、この処分代金三百八十一万余円を含め、一千三十一万余円の生産収入に対し生産費は、人件費三名分を賄い概ね独立採算で運営してきている。

六 治山及び林道補助事業等土木施設は、近年早期着手と監督強化に配慮され施行程度が良くなってきたこと

六 治山及び林道補助事業等土木施設は、近年早期着手と監督強化に配慮され施行程度が良くなってきたこと

は喜ばしいが、さらに、治山計画の推進と単県林道の設定につき、財政的考慮が必要である。  
なお、今次災害の早期復旧については一層努力されたい。

七 本年度県有林ぶ育管理に要した経費は、県有林一百九十六万余円、一般県行造林五百九万余円、パルプ資源林七十三万余円計八百四十四万余円で、その内訳は

	面積	経費
補植	一七五、七六	七三一
下刈	八四一、二七	五、二五一
除伐	九九、六三	六七四
枝打	三四、〇〇	四三七
その他		一、〇四七

等であって、近年管理面に意が用いられてきてはいるが、現地調査の結果からみると、とくに、除伐等の手入不十分のため育成を阻害しているものもあり、管理

費の不足が認められるので、今後のぶ育管理事業は年次計画を樹て逐次整備して行くことが緊要と認められる。

八 従来放置され勝ちであった県有林管理業務は、今回本庁内に県有林経営室が設置され組織強化を見たのであるが、県有林の実態を早期に調査は、あくし、県行造林地の経営計画の確立、植栽伐採蓄積等財産の実態は、あくし、遺漏なきを期されたい。

農地開拓課

一 農地統制事務の処理状況は、本年度の受理件数は八千件にも及び近年農地の潰廃、権利移動等が増加しているが、これら処理費は僅か年間五万円程度で、申請事案に対するこの現地調査費では不十分と認められるので、予算の増額考慮につき配慮の要がある。

二 買収未墾地のうち不適地として、見込まれているも

のの処分については、本年度国の認定をうけ六九ヘクタールを処分しているが、なお県下に未処分のもの七百ヘクタールばかり残っているので、処分費の予算考慮の上早期整理する必要がある。

三 開拓農業協同組合の育成強化策として、現地補導員一名を常置し、組合経営面における整備並びに振興計画の実地指導を担当せしめ、本年度は三組合を指定し、一組合三ヶ月の長期常駐していたが、従来行ってきた本課職員による現地指導は、この補導員の活動のみに委ねた形となり消極的となっているので、両面での育成指導につき徹底を期すべきである。

四 組合振興計画の推進状況は、経営面ではこの自主的計画に基き良くなってきた組合も見受けられるようであるが、全般的には旧債償還に追われ資金面では、新規計画の資金確保に困迷し経営は苦難のようである。これが、経営指導に当っては、さらに、強力な施策が必要と認められる。また、開拓融資保証協会の育成強化については特に配慮されたい。

## 管 理 課

一 各年災害の復旧工事は鋭意努力され概ね順調な進捗をみており、本年度施行分を含めその進捗率は七七・六％で、過年度災害工事は一部を残し大半が完了し、昭和三十四年度以降残工事量は一億七千万円程度となっていた。

しかるに、今次伊勢湾台風等により県下土木施設の被害総額は、市町村工事を含め二十八億円を上廻ると伝へられるに至ったので、これらの復旧については関係機関の総力を結集し、早期完工に格段の努力を望む。

二 土木工事の指名競争入札については、規程に基き工事金額一百万円以上は本庁入札、それ以下のものについては現地機関の所長権限で、それぞれ競争入札の方法がとられているが、現地監査等の結果からみるといまだ請負業者のうちには施工能力、過去における施工成績等から一層選考に慎重を期すべきと認められるものがあるので、とくに復旧工事の多いこの際公正適切

な指名を行い、施工の完璧を期するよう重ねて配意を望む。

三 諸工事の施行に伴う用地売却その他物件補償事務は、それぞれ現地機関で担当しているが、この処理に相当の日数と労費を要し、諸工事施行上最大のあい路となっている。これが統一的本庁所管にすることにつきさらに、考究善処が望まれる。

また、買収した用地、その他公用廃止となった土地等の処分あるいは、登記事務が渋滞勝ちとなり過去のものにあつては大部分未整理のままとなっているので、この事務促進を図り適正な維持管理が必要である。

四 現地機関における工事事務その他の事務処理については、土木出張所監査の際数項目にわたり指摘したが、これらの適正処理については、内部指導の統一を図つてその徹底を期すべきである。

## 道 路 課

一 新に策定された道路整備五ヶ年計画に基き、一級国道は勿論主要地方道の整備促進については、鋭意努力

されているが、さらに、事業費の確保に努め、これが早期完遂に努力されたい。

なお、本計画以外の路線整備については遺漏のないよう期せられたい。

二 道路橋梁改修事業費は逐年増額考慮され、本年度実施額は単県災害復旧事業費を含め一億円を上廻り概ね計画どおり執行されているが、一面輸送車輛の増加と大型化によって道路現況は悪く、現地機関ではこの維持補修に苦慮し、さらに、予算の増額考慮を訴へていたが、一般的にはこの補修に対する計画、技術向上、その他施行上の工夫に乏しく、補修費のい増と補修への努力の割合に実効が目立っていないこれらの点については、充分検討を加え現況に即した補修能率の向上と、経費効率につき指導の徹底が必要である。

なお、本年度実施額のうち三千万円は改良事業費であるが、箇所の選定その他施工監督に当つては一層慎重を期すべきである。

三 鳥取火災復興に伴う土地区画整理事業は、訴訟事件

となつているものを除き昭和三十三年四月から鳥取市に移管されているが、替費地の処分金の一部が引継ぎ未了となつているので、早期に整理すべきである。

四 屋外広告物条例に基く取締事業は低調であるので、取締強化につき検討の要がある。

五 施行済事業に対する地元寄附金(都市計画審議会経費負担額)及び負担金の早期収納整理につき努力を要する。

## 河 港 課

一 県下一六九河川に対する総合的改修計画は現在のところ策定されていなく、河内川ほか主要七河川に対し箇箇の改修計画に基き、毎年継続的施行してきているが、今次災害等の結果から早期総合的改修計画を樹立し、災害復旧は勿論のこと、根本的改良に格段の配意を望む。

二 具有船舶の維持管理については、毎回指摘しているように管理に徹底を欠いていることは遺憾である。老朽船舶の早期整備を図つて適切な管理を行うべきであ



る。

なお、これらの船舶は工事期間請負業者に貸与し所定の使用料を徴しているが、この使用料決定は貸与申請日数により本庁で調定しているが、この方法では妥当を欠くので、使用確認により決定することにつき県会計当局は考究善処すべきである。

三 本年度施行した河床堤防維持修繕事業は七二ヶ所六百余万元で、従来より増額考慮されているが、さらに、河川溪流内の立木除去、河川占用、その他河床整理に配意し、災害の未然防止対策の強化につき留意が緊要である。

なお、地元団体の協力を得て河川愛護運動の啓発につき努力されたい。

四 佐陀川改修工事に對する地元寄附金（二九、三〇年度分）の未納分については、地元関係市町村と協定し昭和三十三年度中完納することに決定をみていたが、年度内完納履行がなされていないので早期整理されたい。

なお、昭和三十二年度河川災害防除事業（広瀬川）地元負担金及び本年度施行済事業に係る由良川、河内川の地元負担金の未納金は早期整理を要する。

五 水防倉庫の資材備蓄状況の監督、調査及び資材補充整備促進につき一層配意すべきである。

#### 砂 防 課

一 砂防全体計画に基いて、本年度施行した砂防工事は総額九千五百万円をもって、大山水系を主とした阿彌陀川加勢陀川及び日野川等を重点におくほか、県下全般の緩急度を勘案し二七緩流五三ヶ所を施工している。毎年この程度の事業費では、本計画の完遂見込は相当長期にわたり、かつまた、臨時特例法による高率補助の廃止によって、今後益益負担が増大し財政上困難と思われるので、国に對し高率補助の復活さらには、直轄事業への切換懇請等要請するとともに、極力事業費確保と財源措置につき善処されたい。

二 砂防堰堤修繕費は一百二十万円で既設砂防工作物の修繕工事を一五箇所施工している。この修繕費は毎年

一百万円前後であるが、年年修繕箇所は増大している現況にかんがみ、初期修繕ができて得る程度の予算の増額考慮が必要である。

#### 建 築 課

一 本年度公営住宅建設事業は県及び市町村を合せ八事業主体で、この建設戸数は県営住宅一八戸（計画三一戸）市町村営住宅一四四戸（計画二〇〇戸）計一六二戸（計画二二二戸）であって、このうち年度内に一三八戸を完成し翌年度二四戸（倉吉市）繰越している。

これを第三次公営住宅建設計画（三三年～三五年）からみると、初年度即ち本年度は計画を下廻っている。適切な財源措置を講じ計画の推進を図る要がある。

なお、国の現行住宅設計基準額は低額であるので、基準額の増額改訂につき要請すべきである。

二 違反建築物の取締については、陣容その他の面から徹底を期し難い面があるので、さらに、確認申請前の指導の徹底を図る要がある。

三 本年度末現在県営住宅数は、鳥取地区五九二戸、倉吉地区四六戸、米子、境港地区九〇戸計七二八戸であり、本年度これに要した維持管理費は三百六十万円である。当初建築した木造住宅は既に屋根の雨漏り、その他損傷が甚しく、このふき替補修にも事欠く状態である。維持費の増額考慮と管理方式に検討を加え適切な維持管理に配意すべきである。

なお、過年度を含め住宅貸付料の未収額（六五五、〇一五円）は早期徴収の要がある。

四 鳥取火災による罹災家屋の復興資金の一割を県が保証しているが、最近（八月末現在）の損失補償該当額は二百七万余円となっている。この四月から徴収員を設置し徴収に努力しているが、これらのうちには既に債務者の所在不明、その他当時の不良貸付等によって回収見込の立たないものが一百万円程度ある。極力回収に努めるとともに金融機関に對する返済期間も既に経過しているので、これが損失補償措置につき考究善処の要がある。

五 県有建物の建築並びに営繕工事に対する施工監督については、一層厳を期する必要がある。

また、建物の維持管理費は毎年五百万円程度であるが、この程度では十分な維持管理は期し難いと認められるので、増額考慮につき検討されたい。

なお、学校営繕に要する事務費の適正配分につき、教育委員会当局は善処されたい。

#### 観 光 課

一 観光諸施策の推進によって、逐年事業は伸展し内外観光客は増加の一途を辿っていることは喜しい。他面施設面においても地元関係団体の協力によって、逐次整備されてきているが、さらに、大山国立公園、鳥取砂丘を始め既設観光地の整備と、未開発観光地の整備につき一層の努力を望む。

二 大山国立公園を中心とした地理的経済的に密接な連がりをもつ、地域に対する総合的な観光開発計画が本年六月策定されているが、これが完遂に当っては関係機関その他団体等の総力を結集し努力するとともに、

県外宣伝の徹底につき一層配意されたい。

なお、国際観光地域の指定をうけることにつき、格別な努力を望む。

三 公園施設工事に対する設計並びに施行監督については、一層厳を期すべきである。

#### 電 気 局

一 本局は地方公営企業法により、事業適用をうけると同時に新設（昭和三十二年七月）され、その後事業の経営管理及び建設に当たっている。本年度における企業経営の状況は既に、電気事業決算審査意見書に述べたとおりである。

本局の組織、機構は、本局（二課四係）現地に既設三発電所と一建設事務所を置き、現在職員（八、一現）は本局二五名、現地事業所等九〇名を配し運営している。

#### 二 幡郷発電所

本所は、昭和二十八年三月発電開始以来順調に操業運転し、このたび満五ヶ年点検をうけ保守状況は良好

であるが、発電設備の一部（水車ランナー侵蝕）に損傷を生じているほか、取水口附近の土石堆積、導水路の補修等要修理箇所が出ているので、これが対策につき善処が望まれる。

#### 三 小 鹿 第一発電所

第一発電所は昭和三十二年十月発電開始し、引続き第二発電所は翌年四月営業運転に入り、いずれも順調に操業し保守状況も良好である。

第二発電所取水壁道くっさくに伴って一部の地区に水脈変化を来し、かんがい用水に影響を与へ暫定措置として、既設壁道の一部に穿孔しかんがい期における用水補給をしていたが、この措置は発電能力にも影響するので、根本的対策が必要と認められる。

また、本発電所の建設に当って地元と協定した補償条件の履行は、概ね措置されてきているが、その後生じた補償問題については、充分検討し処置すべきである。

なお、第一発電所建設に伴う用地買収登記事務が未

完了であるので、早期完了すべきである。

#### 四 春米発電建設事務所

総工費十一億三千万円をもって、昭和三十五年十一月完成を目的に建設に着手した本建設工事は、本年度八千万円の起債（昭和三十四年度六億七千万円）と一千万円の砂防公共事業費を確保し本工事に着手し、現地監査当時全工程に対する工事の進捗率は三四％であったが、各工区間の工事工程等から検討すると、一部の工区は若干遅れ勝ちであったのと堰堤の一部設計変更を要する等の問題も生じていたのでさらに、関係者は全工程に慎重検討を加えるとともに現地指導の徹底を図って、期間内完工に努力すべきである。

#### 鳥取県監査公告第二号

地方自治法第九十九条の規定に基き昭和三十三年度に係る秘書課並びに総務部、教育委員会事務局、警察本部各課の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年二月五日

鳥取県監査委員	松本利治	執行年月日	昭和三十四年十月二十七日
同	萩原治郎		
同	井上善一		
同	戸田俊己		
監査箇所			
秘書課			
総務課			
会計課			
地方課			
人事課			
企画広報課			
統計課			
財政課			
体育保健課			
社会教育課			
庶務課			
管理課			

高校教育課	同		
義務教育課	同		
警察本部	同		
秘書課	同		
会計課	同		
警務課	同		
教養課	同		
捜査課	同		
鑑識課	同		
防犯統計課	同		
警備課	同		
警ら交通課	同		
秘書課			
監査委員	松本利治		
同	萩原治郎		
同	井上善一		

課長ほか五名で知事に対する陳情の取次、その他連絡調整及び秘書事務を円滑に処理しているものと認められた。

総務課 昭和三十四年十月十四日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

一 庁内自動車は集中管理によって効率的運営に努めているが、逐年修繕費がかさみ、さらには燃料費の高と、うと相俟ってこれが運営に困難を生じている実状にかんがみ国産車に切替える等の措置を講じ、維持管理費の低減を図るよう考究善処の要がある。

なお、監査時において自動車用燃料の購入契約の期間が満了となっていて現物入手に不合理と思われる面があるので会計課と協議の上、早期締結を図られたい。

二 県公報は毎週二回(火、金曜日)発行しその総量の約六九%を県印刷所をして印刷せしめているが、印刷単価は抑制されて実費を下廻っており、独立採算制の特別会計県印刷事業側からすれば不合理を生じているので適当額まで引上げ方考究善処の要がある。

なお、公報収入で未収(一、七〇〇円)となつて

いるものがあるので早期整理を要する。

三 東京事務所における中央官庁等との連絡接衝事務の緊密化による業務量は年々激増するにかんがみ、これが事務の迅速円滑化を図るため、テレタイプ設置について検討を望む。

四 美保駐留軍労務者離職対策として昭和三十三年七月組合員出資金一千四百万円、借入金一千五百万円を以て発足した美保土木機械企業組合は百四十名の離職者を以て組織し米軍払下げ機械を入手し、土木事業を実施しているが、これが運営並びに育成指導については遺漏なきを期されたい。

五 日米安全保障条約に基く行政協定によって駐留する在日米軍に関する事案中、とくに、米川水路にかゝる農作物補償問題の早期解決にさらに努力を望む。

六 公用自転車の集中管理については、中国ブロックでもほとんどの県が実施し効率使用と保全上好結果を見ているので本制度の検討実施を望む。

会計課 昭和三十四年十月十五日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎

一 出先機関の経理事務については逐年改善是正が図られているが、いまだ事務的処理等につき統一を欠いているものがあるので、会計検査の適期施行並びに経理事務の研修に留意し指導助言の徹底を図る必要がある。

二 用品調達事業の運営については、品目の拡大を図り利用徹底に努めているが、出先機関のうちにはいまだ直接購入のものも少くないので、さらに利用の拡大と運営の合理化につき創意工夫を要する。

また、印刷事業の運営については、基本方針を樹て、合理化に努めているが、さらに原価計算の的確なるは握、原材料の受払の明確化、棚卸の励行を図り、事業の効率的執行に一層の努力を要する。

三 本年度における証紙売捌収入額五千十五万三千余円と前年度未振替分三百四十四万五千余円を加え五千三百五十九万九千余円に対し振替収入額は五千二百三十七万九千余円で差引一百七万三千余円を歳入歳出外現

金として翌年度繰越している。

本庁及び各かいの整理簿による収入状況報告書の提出が相当期間遅れているところがあるので報告期限を厳守せしめるとともに当該科目の振替時期の適正化につき徹底を期する必要がある。

四 物品(備品)管理は本年度より備品貸与台帳の整備を図り各課の備品整理簿との照合を実施しているが、なかには台帳に登載もれのもの、全く死蔵化しているもの或は、保管管理が粗雑のもの等があるので、これらに対しては早期に整理するとともに十分な活用を図るよう格別の配慮を要する。

また、物品取扱主任者の更迭の場合における引継整理についても、さらに、厳格を期すべく指導されたい。

五 寄附金収納は現金納入と同時に調定収入として処理しているが、寄附採納の受理を決定したときをもって調定時期とすることが至当と認められるので改善されたい。

六 税外未収額状況は、

負担金 三、六八九、九八六円  
使用料及び手数料 一、〇二五、二一六円  
雑収入 七、〇四六、三二六円

計 一一、七六一、五一八円で前年度に比較し、一百九十二万余円減少しているが、さらに、関係各課を督促し未収整理の促進を図りたい。

地方課 昭和三十四年十月二十七日監査  
監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 井上善一

一 本年度における新市町村建設促進費は、施設補助一千四百十五万円(うち前年度繰越分二百八十万円)及び計画調整補助一百六万六千余円(うち、前年度繰越分三万円)計一千五百二十一万六千余円であるが、事業の年度内執行遅延により二百六十万円(施設整備関係二百三十五万円、計画調整関係、二十五万六千余円)を三十四年度繰越としているが、これが事業執行に当っては基本計画の確立並びに事務指導の徹底に留意し、新市町村の健全なる運営に一層努力の要がある。

二 逐年における市町村の財政状況は、

区分	三十一年度		三十二年度		三十三年度	
	団体数	総金額	団体数	総金額	団体数	総金額
黒字団体	二六	三一、六三八千円	三四	五〇、三六二千円	三一	六三、四二六千円
赤字団体	二一	△一二五、四七一	一三	△七五、四〇七	一一	△四八、三一六
計	四七	△九三、八三三	四七	△二五、〇四五	四四	一五、一一〇

(注) 本表は予算繰越、支払繰延等を勘案した実質収支額である。

であって本年度は累年にわたる赤字額を大中に解消し財政実態の健全化を示しているが、再建団体に対する実態監査の計画的実施に努め、重点的財政指導に格別の努力を望む。

また、市町村税の徴収状況は調定額に対し八二、一％(国民保険税を含む)で、前年度に比較し多少は上昇しているが、これが内容をみると、過年度分及び滞納繰越分の収納率が極めて低調となっているので、これが納期内納入を促進せしめるべく各般の事務指導の徹底につき格別の配慮を望む。

三 県消防協会への委託事業費として五十万円支出しているが、これが指導並びに事業効果の確認等徹底を期すべきものであるので、今後とくに留意の要がある。

課	昭和三十四年十月二十九日監査
監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	井 上 善 一
同	戸 田 俊 己

一 組織機構の簡素合理化、職員の適正配置等については、各出先機関における監査で述べている如く、さらに検討処置を要するものが少くないので一層の配慮を望む。

また、本年度において六十二人(一般職員五十四人、臨時職員八人)を人員整理しているが、さらに新陳代謝による給与費の節減及び職員構成の合理化と職員の不足を補う見地からして事務処理の機械化につき検討のうえ事務の能率促進を図るよう格別の配慮を望む。

二 出先機関における職員の勤務条件及び身分保証並びに格付措置等につきいまだ考究措置を要するものがあるので実状を再検討し責任体制の確立と活動意欲の昂揚につき十分配慮を要する。

また、三十三年度において臨時職員百七十二名の定数繰入措置を実施しているが、未措置となっている臨時職員の早期繰入措置を図るとともに、日々雇用者等に対する現地に即した雇上げ行針の確立についても格

別の配慮を望む。なお、時間外勤務手当及び日額旅費等の支給につき検討を要するものがあったので考究善処すべきである。

企画広報課 昭和三十四年十月二十九日監査

監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	井 上 善 一
同	戸 田 俊 己

一 県政の総合的企画、調整、連絡、調査、審議等の業務のほか行政効果の調査事務を所掌しているが、現行機構をもっては到底円滑なる運営が出来難い実状にあるので、組織機構及び管掌事項につき再検討の要がある。

二 大山出雲特定地域総合開発事業の進捗状況は次表の通りで閣議決定事業費に対し四七、七％、変更事業費に対しては四八、一％で必ずしも良好とはいえない。

これは、別わく予算の未確保、特定地域内と一般公共事業との補助率が同率である等、開発事業に対する根本施策に起因していると思われるので、これが特別扱

いと、経済情勢の推移による事業計画の改訂、さらには、中国地方開発計画の実現等国への要請について一層の努力を望む。

閣議決定事業費 九、九二六、八二二千元

計画改訂	九、七八三、四三〇
二八年度―三三年度	四、七九四、四九六
三三年度	九五一、二二〇
三三年度	一、二八三、四八一
三三年度	三、七五四、二二三

三 広報活動は県政だより(三、五〇〇部)広報とつとり(二、〇〇〇部)を発行するほか広報車の活動策により各市町村、部落その他関係機関への諸広報の徹底に努力しているが、さらに発行部数の増加を図るとともに内容の充実と広報時期等を勘案した広報活動を期するとともに末端滲透につき一層の努力を要する。

課	昭和三十四年十月二十九日監査
監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎

同 井上善一  
同 戸田俊己

一 特定物資流通調査を始め県独自の諸統計を実施しているが、これらに要する調査費が僅少なため業務運営につき支障を来たしているので調査費の増額措置につき考究善処の要がある。

また、国の指定統計職員(配当定員四十二名)に対し充当現員三十九名)に対する人件費は基本単価低額のため一百七十余万県費喰込みとなっている実状につき国に対しこれら単価の引上げと時間外手当等を国補の対象とすべきことにつき強く要請すべきである。

なお、当該職員は比較的高給職員が多いため前記の如く国庫補助額との開きが大きいので、人員配置に当っては検討の余地がある。

財政課 昭和三十四年十月三十日監査  
監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 井上善一

同 戸田俊己

一 予算編成に当って歳入見積及び収入基礎の把握に徹底を期すべきもの、予算額が過少で事業効果を挙げ難いとみとめられるもの、予算執行の適期に配意し経済効果を期すべきもの等があるので一層検討改善に努力を望む。

二 県有財産については一応財産台帳を備付けているが、これらのうちには図面の不備のもの、財産価格の記載せられていないもの、登記未済のものがあるので管理体制の強化を図って財産管理の万全を期されたい。

なお、公舎使用料並びに家屋貸付料の未収金は、早期整理に努力すべきである。

三 県税の自主納税制度については、さらに趣旨の徹底と納税組合の育成指導に努め成績の向上を期されたい。

また、賦課徴収事務の簡素合理化と査察指導の強化徹底につき一層の努力を要する。

体育保健課

昭和三十四年十月十三日監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 戸田俊己

一 社会体育の振興をはかるため、昭和三十二年より引続き各校区、市町村に体育指導員を委嘱し、これが推進に努力しているが、指導員養成並びに活動経費として僅か三十四万円計上している程度で、これでは事業の伸張を期し難いと思われるので、さらに、適切な予算措置につき考究善処の要がある。

なお、県民体育大会、国体派遣経費の増加措置につき善処の要がある。

二 県営鳥取プールは、本年度十三万円で外柵及びシャワーを整備していたが、コースロープ、便所の設備がなく不便を生じているので早期整備の要がある。

なお、現地では維持費が少くこれが管理に苦慮しているので、増額して高度利用に努められたい。

三 本年度未給食実施校は一〇二校(小学校九三校、中

学校九校)生徒数にして四万九千六百三十八人(小学校四万五千六百四十六人、中学校三千九百九十二人)実施率を小学校について見ると五〇、四%で、昭和三十一年度三八、六%、昭和三十二年度四五、一%に比し年年上昇している。

しかしながら、中国平均六九、九%、全国平均六四、〇%に比し下廻っているので、国に対する補助枠拡大の要請と未実施校を啓蒙指導して、これが普及向上に努めるとともに、実施校の施設改善、衛生管理等については、とくに、指導の徹底を期されたい。

四 本年六月学校保健法実施にともないこれが、趣旨徹底と適正実施につき相当努力が払われているが、本年度教職員及び生徒の結核罹患状況を見ると、左表のとおりで教職員は三百四十八人で若干減少し、生徒は二千五百九人で、前年度に比し二百七十三人多く年増加している。

養護教諭の確保並びに学校保健計画の強力な推進環境衛生の改善等保健教育指導につきさらに、徹底を期

するとともにとくに、結核予防対策の確立に格別の努力を望む。

区分	年度	対象人員	実施人員	要休養者	要注意者	比率	養護教諭配置数
小学校	三二	七五、六二二	七四、四四三	五七	八七六	一・一六	五七
	三二	八〇、一五五	七九、一三七	八五	一、三二五	一・七六	五〇
	三三	八八、三五七	八六、四四九	四一	一、四八〇	一・七二	五一
中学校	三二	三三、三〇一	三二、七二三	七四	二二一	〇・六六	四
	三二	三三、九二三	三三、〇二八	一三	二六〇	〇・八〇	五
	三三	三〇、四七〇	二九、六一〇	二一	三七三	一・二九	五
高等学校	三二	一六、九〇六	一六、五四九	一五	七九	〇・四七	一一
	三二	一七、七六九	一七、六三四	一〇	九三	〇・五八	一一
	三三	一八、六〇五	一八、四五三	一四	一三〇	〇・七七	八
教職員	三二	五、七八四		七	三〇〇	五・一八	
	三二	六、二三一		一四	三六八	六・一三	
	三三	六、一六七		九	三三九	五・六四	

五 本年度学校体育費予算は二十一万円で、保健体育研究指定校四校を設置して研究委託をしたほか、学校体育指導者の講習、体育大会の開催等学校体育の普及向上に努力しているが、指導経費が少なく学校訪問指導にもこと欠く実情につき、さらに、適切な予算措置を講じ計画的指導の徹底を期されたい。

社会教育課 昭和三十四年十月十四日監査  
 監査委員 松本利治  
 同 萩原治郎

一 最近三ヶ年間に於ける社会教育費決算額は左表のとおりで

科目	単位千円		
	昭和三十一年度	昭和三十一年度	昭和三十一年度
社会教育費	六二二	七二九	一、〇三八
婦人及び青少年教育費	一、〇一五	一、三八三	一、五五三
視聴覚教育費	六六〇	八三九	一、三二六
文化財保護費	三二五	五四九	三五二
計	二、六二二	三、五〇〇	四、二六九

年年考慮が払われているが内容を検討してみると、各種大会、研修会派遣費等義務的経費に追われて、団体の指導助言等活動経費は依然不十分である。さらに、適切な予算措置につき配意し、社会教育振興四ヶ年計画の完遂を望む。

二 社会教育の振興は、これが主たる実施体である市町村が各種団体の有機的連けいのもとに、総合教育計画を樹立し公民館を中心に、青年学校、婦人学級或は成人教育等活動することが最も緊要と思考されるので、各市町村の社会教育体制の確立、実情に合った社会教育総合計画の樹立、公民館の充実強化等について、重点的に強力なる勧奨指導に一層努力されたい。

三 県立図書館は本館二館のほかに五分館をおいて運営しているが、倉吉分館は別として、他の分館は図書館としての機能を果たすに充分でなく、これらを分散配置している現在の運営については、大いに検討の余地がある。

むしろ、本館の充実と分館に於けるブックモビルを整

備強化して、合理的かつ、効率的な運営につき考究善処の要がある。

四 科学博物館の運営については、さらに、適切な予算措置を講じ、内容の充実と社会学級等館外活動の強化が望ましい。

五 視聴覚教育については、本年度県費六十万円でフィルム十六本、テープレコーダー三台を購入し教材教具の充実に努めたほか、視聴覚ライブラリーの改組を指導して、県下三地区に市町村視聴覚教育協議会の発足を見、教材教具充実費等運営経費面も著しく伸長し、教育体制の充実を見つつあることは結構である。

しかしながら、鳥取、米子、境の三市は協議会に未加入となっているので、これが加入勧奨に努めるとともに、さらに、教材教具の充実整備、担当技術者の養成と技術の向上及びテレビ教育対策等斯教育の振興に、一層の配慮を望む。

庶務課 昭和三十四年十月十六日 監査  
監査委員 松本利治

同 萩原治郎  
同 戸田俊己

一 給与事務所と中、西部における本課駐在員制度との在り方については、前回の監査で指摘したとおりで、これが統合による第一線教育機関の合理的な運営について考究善処を望む。

二 科学技術振興は国をあげての課題であり、これが基盤となる学校生徒児童の科学研究を奨励助長するため、本年度新規事業として県下小、中、高等学校八十二校に対し奨励金総額四十五万円を交付し、その状況は左表のとおりである。一校当りの交付額は僅少で、なかには十分に研究の成果をあげられなかった面もうかがわれたので、予算増額措置と重点的、効率的な執行に考慮されたい。

なお、研究結果の普及活用についても配慮の要がある。

科学技術研究奨励金交付状況調

学校別	区分		申請額に対する 交付額の割合
	申請	交付	
	件数	金額	
小学校	二五件	三四七、〇〇〇円	一六・六%
中学校	五九	一、六八二、〇〇〇	一五・三
高等学校	一八	六六一、〇〇〇	二〇・四
計	一〇二	二、六九〇、〇〇〇	一六・七

三 教育調査費三十万円のうち、国庫委託による調査費は僅かに二万四千円で、県独自の調査費にしわよせとなつていたので、委託調査費の増額方について強く国に要請すべきである。

管理課 昭和三十四年十月二十八日 監査

監査委員 松本利治  
同 萩原治郎  
同 井上善一

一 高等学校整備事業、産業教育振興事業、需要費特別

会計実習費、学校財産管理費等については、高等学校の定期監査報告に述べたとおりである。

なお、高等学校整備事業等に対する地元寄附金については、各校とも苦慮しており、負担割合についても検討を要する点も見受けられるのでさらに、適切な措置を講ずる要がある。

また、盲、ろう学校の施設整備とくに、寄宿舎の増設と需要費の増額についても格別の配慮の要がある。

二 本県の小、中学校の生徒数は小学校は、本年度を境



として漸減し、中学校においては、昭和三十五年度以降著しく増加の傾向にありこれら生徒数の増減によつて、今後相当数の教室等収容施設の過不足が予想されるので、地教委その他関係機関と緊密な連絡をとつて、早期に一連の対策を講じ学校運営に支障を生じないように万全の措置を考究すべきである。

なお、学校統合については、本年度末までに三十三校を十五校に統合して、施設設備の充実による学力の向上と、経費節減の面で相当の成果を上げておりまた、危険校舎の改築についても年々事業量の増大を見つつあるが、しかも相当数の危険建物が残されているので、財政措置につき強く国に要請するとともに地教委を指導して、これら事業促進に努められたい。

三 県立高等学校における防火施設整備については、本年度五十万円の不備校に対し、貯水槽四基、消火栓一ヶ所を整備していたが、消防法による設置基準に対する充実状況は左表のとおりで、なお、相当数量不足しているので、さらに、適切な予算措置を講じて早期に

防火体制の確立を図る要がある。

区分	設置基準	現 有 数	基準に対する充実率
貯水槽	五四	一七	三一・五%
バケツ	三、四五〇	一、四六〇	四二・三%
消火器	二二五	一二〇	五五・八%
消火栓	二三	一〇	四三・五%

四 本年度における高等学校営繕費、県費支出決算額は八百万円(坪当り二百円)で、前年度に比し若干増加しているが、文部省実態調査による標準必要額(坪当り六百円)及び基準財政需要額(坪当り三百円)より低く、四三%程度はPTA等団体に依存している実情につき、さらに、適切な予算措置が望ましい。

高校教育課 昭和三十四年十月二十八日 監査  
 監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎  
 同 井 上 善 一

一 昭和三十一年度以降における高等学校教員定数の推移と、文部省乙号基準に対する充足状況は左表のとおりで、本年度は予算定員五名増員を見たものの生徒増があつて、充足率はむしろ低下している。昭和三十四年度は臨時職員の定数繰入れもあつて基準に対し九〇、二%の充足を見たが、休職者を考慮すればそれ程の

のびを見ていない。中国各県に比しても低位にあり少くとも乙号基準程度の確保に努力し、高等学校教育の充実強化を期されたい。

なお、新陳代謝による教員構成の合理化、実習助手の充実、臨時職員及び有資格実習助手の優遇措置、休職産休体制の確立についても格別の配慮を望む。

区分	年度	予算定員	教員		基準定数	乙号基準に対する充足率		
			(A) (校長、養護教員等を除く)	(B) (臨時職員)		A/C	A+B/C	A+C/B+C
	三二	八八〇	六三七	四一	七四六	八五・三	九〇・八	八九・一
	三三	八八七	六六一	四一	七六〇	八六・九	九二・三	九〇・六
	三四	八九二	六八六	四一	七七一	八六・七	九一・九	九〇・〇
	三五	九〇七	七一五	一八	七九二	九〇・二	九二・五	九〇・六

二 最近における高等学校入学応募の状況並びに卒業後の就職、進学状況等から見ると、現在の設置課程には不合理な面が見受けられました、学校規模の適正化による効率的な運営、あるいは、男女共学、定時制課程の

問題等学校運営について検討すべき重要課題が少なくないので、教育委員会当局はこれら諸問題について慎重検討善処し円滑な運営に、なお、一層の配慮を要望する。

三 農業実習の実態を見るとなかに、生産収入確保のみに捉れ教育効果の薄いと思われるものも見受けられるので、これが在り方につき検討を加へ、教育効果に反映するよう適切な指導を望む。

四 高等学校において発行する各種証明に対する手数料については、全国過半数の府県が徴収している実情であり、本県においても財源確保の面からこれが、徴収措置につき考究の要がある。

五 盲、ろう学校の専門教員の充実、就学奨励法の拡大適用職業教育の強化、入学勧奨による生徒の確保等については、学校監査報告に述べたとおりでこれが実現に努力して、特殊教育の振興を図りたい。

義務教育課 昭和三十四年十一月四日監査  
 監査委員 松 本 利 治  
 同 萩 原 治 郎

一 交付税の算定基準となつた小、中学校費と、財政需要額との比較は左表のとおりで、本年度は基準財政需要額を一億六千六百余万円超過し、しかも充当額は年増加の傾向にあつて著しく県財政を圧迫している。このことについては毎回の監査で指摘要望しているとおりで、本県の実態に即した単位費用の補正等につき、強く国に要請するとともに、学校統合の促進、退職者の優遇措置による新陳代謝と、職員構成の合理化等につき一層努力されたい。

区分	年度	支 出 額	財 源		比較 (A-B)
			国庫負担	その他の特定財源	
小学校	三一	八九三、二〇八三九七、一七三一五、五八四四八〇、四五二三八五、六九二			九四、七五九
	三二	一、〇三二、六四八四六五、八七七二七、九八五五二八、七八六四二五、四八四一〇三、三〇二			九五、七六〇
	三三	一、一一八、一四五四九二、三七七二六、一九五五九九、五七三			
			基準財政需要額 (B)		

単位千円

区分	年度	支 出 額	財 源		比較 (A-B)
			国庫負担	その他の特定財源	
中学校	三一	四九二、〇一五二三〇、一三七			二九、五七〇
	三二	五五一、九八三二五九、五九四一一、四一九二八〇、九七〇二三〇、八二〇			五〇、一五〇
	三三	五八九、一二三二六五、九七六一八、三八五三〇四、七六一二二三三、六五五			七一、一〇六
合計	三一	一、三八五、二二三六二七、三一〇二五、〇七三七三二、八四〇六〇八、五一一二二四、三二九			三二九
	三二	一、五七四、六三二七二五、四七一三九、四〇四八〇九、七五六六五六、三〇四一五三、四五二			四五二
	三三	一、七〇七、二六七七五八、三五三四四、五八〇九〇四、三三四七三七、四六八一六六、八六六			八六六

秘 書 課 昭和三十四年十月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治  
同 萩 原 治 郎

本年度義務教育費国庫負担金の未精算額は三千五百万余円で、昨年度に比し千二百余万円多く精算が遅れて、県財政に及ぼす影響が少くないので、これが促進について強く国に要請すべきである。

三 小、中学校の具費支出旅費は文部省基準より低く、全国各府県の支出状況に比較しても最も低位にあり、ことに、昭和三十四年度からは教育課程改訂に伴う講習会等のため、相当額の旅費を必要とするのでこれが、増額措置につき考慮の要がある。

一 警察広報活動について、これが活動経費の予算措置及び関係職員の強化につき検討善処の要がある。

又広報資材も充分でなく特に各警察署に対し移動用拡声装置備付の要が痛感されるとともに各課現有機材の掌握、利用等にも配慮しなお一層業務の推進に努められたい。

會計課 昭和三十四年十月三十一日監査

同 監査委員 松本利治 萩原治郎

一 派出所、駐在所の維持管理、警察官の住宅対策、活動経費の適切な予算措置と効率的執行については警察署の定期監査報告に述べたとおりである。

なお派出所、駐在所等外勤勤務員の夜間勤務に対する夜間勤務手当の予算措置についても考慮の要がある。

二 会計その他事務処理については各署とも適正執行に努力が払われているがなかには事務処理に検討を要するもの、適切を欠くものが見受けられるのでなお一層事務指導の要がある。

警務課 昭和三十四年十月三十一日監査

同 監査委員 松本利治 萩原治郎

一 第一線警察官の充実については警察署の定期監査報告に述べたとおりで休職者の定数外措置は勿論見習生

が定員に充たない場合これが警察官定員に流用対策、一般職員増員による実働警察官の確保等適切な措置対策を講じ警察行政の強化を要望する。

二 監査時現在における警察官の休職者は九名、要注意者五十一名で特に休職者は前年の二十五名に比し著しく減少している。これは本年度厚生生活活動の推進を重点項目の一つとして取りあげ職員管理、特に結核対策を強力に推進した結果と思考される。実働警察官が不足する折今後職員健康管理についてなお一層の配意を望む。

三 機動力の増強については警察署の定期監査報告に述べたとおりであり一層努力されたい。

教養課 昭和三十四年十月三十一日監査

同 監査委員 松本初治 萩原治郎

一本課は課長が専任されるとともに定員も一名増加し十一名となり人的には充実されていた。しかしながら教養教材特に視聴覚教材は充分でなく

整備の要が認められるとともに各課現有資材の掌握、活用等にも配意し更に積極的教養指導に努められたい。

なお術科振興費、機関誌運営費の予算増額措置につき検討考り、よの要がある。

捜査課 昭和三十四年十月三十一日監査

同 監査委員 松本利治 萩原治郎

一 捜査体制の確立による事犯解決の向上については警察署の定期監査報告に述べたとおりで内容と活動経費の不足が、い路となつてゐるが更に適切な措置対策を講じ実績向上に格別の努力を望む。

二 自殺、受傷、変死者等の救護又は処理に必要な特殊作業服等捜査専従職員の装備については前回の監査で指摘したとおりで早期整備の要がある。

鑑識課 昭和三十四年十月三十一日監査

同 監査委員 松本利治 萩原治郎

一 現在犯罪指紋については当課に一括保存整理されているが、昭和二十七、二十八年に実施された行政指紋については県下警察署或は市町村に散在しこれが充分なる活用がなされていない実情である。指紋の犯罪捜査上における重要性にかんがみ、これが早期集中管理の要が認められるので考究善処を望む。

なお、その他の資料についても不断の整備に努め迅速、的確なる鑑識業務の推進になお一層の努力を望む。

防犯統計課 昭和三十四年十月三十一日監査

同 監査委員 松本利治 萩原治郎

一 自主防犯組織の確立とこれが育成助長による活動の強化については警察署の定期監査報告に述べたとおりで格別の配意を望む。

二 防犯の広報活動は視聴覚によることが最も効果的と思考されるが、現在保有の資材は映写機一台、幻灯機五台でフィルムの更新も予算に制約を受けて意の如く

ならない実情につき所要経費の増額措置を講じてこれが整備充実に努め防犯活動の強化に一層の配意を望む。

三 自転車の盗難防止と犯罪検挙の向上に資するため、本年度自転車商協同組合の協力を得て登録を実施し年度末における登録台数は十四万七千二百七十五台となっている。

本制度実施前後における自転車の盗難発生、検挙の状況は左表のとおりで実施後の検挙率は必ずしも向上は見えていないが、発生件数は相当減少し好結果を得ている。更に関係団体と緊密な連携をとって本制度の完全実施と捜査面への活用に格別の配意を望む。

区分	期間		差引増減
	登録実施前一年 自三三、七、一 至三三、六、三〇	登録実施後一年 自三三、七、一 至三三、六、三〇	
発生件数	一、一七七件	八三九件△	三三八件
検挙件数	二九四件	一八六件△	一〇八件
検挙率	二五%	二二%△	三%

整備課 昭和三十四年十月三十一日監査

監査委員 松木利治  
同 萩原治郎

一 当課の業務は円滑に処理されているものと認めた。警ら交通課 昭和三十四年十月三十一日監査

同 萩原治郎  
同 松本利治  
同 萩原治郎

一 交通取締については警察署の定期監査報告に述べたとおりで、年々事故が増加の傾向にあるので更に適切な措置を講じ事故の未然防止におよ一層の努力を望む。  
なお運転免許事務は受験者の増大に伴い年々増加し現陣容では処理の万全を期し得ない状況にあるので、これが人員の強化につき考慮の要がある。  
二 駐在所、派出所等の外勤勤務については各警察署の交通主任の専任化による指導体制の確立、備付簿冊の全面的改正整理による事務量の軽減及び巡回連絡要領の制定に基く巡回連絡業務の積極的推進等種々合理的

的かつ効率的な業務の運営につき努力がなされていたことは結構である。

しかしながら外勤勤務者の数は依然として少く相当の負担過重となっているので、これが増員と機動力の増強による第一線活動の強化並びに迅速化につき更に考究善処を望む。

一 国立公園大山における遭難事故は近年累増の傾向にあるが、昭和三十三年地元警察署の幹せんにより「大山遭難防止協会」の設立を見、寄附金によってこれが活動資金としているが、資金は少く、運営に支障を来している実情であってこれが活動経費の県費支出の予算措置を講ずることが緊要と認められるので検討善処を望む。

鳥取県監査公告第三号

地方自治法第九十九条の規定に基き昭和三十三年度に係る左記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十五年二月五日

鳥取県監査委員 松本利治

同 萩原治郎

同 井上善一

同 戸田俊己

監査箇所 執行年月日

大阪事務所 昭和三十四年十月二十日

大阪通動寮 同

東京事務所 同 二十三日

大阪事務所

今回、大阪事務所に対する昭和三十三年度の定期監査を執行したその結果、本機関は県外総合経済事務所として所長以下職員は、京阪神地区の経済動向の調査と県内産業の流通面に努力し、その業務活動は逐年活発化してきていることが認められる。

しかしながら、過去の監査を通じ数回にわたる説いてきているように、県外機関としての内部機能が充分發揮されていないことと、県内生産、出荷、販売体制整備の問題さらには、商取引の系統的一元化の問題が残され

ている。これらの根本的問題が解決されない限り、本機関はいつまでも商取引の末端あつせんに終始する結果を招くおそれがある。県はこの際本機関の運営に再検討を加え、現行のような販売あつせんの取引業務は、逐次経済団体に移行し、今後の機能を市場の需給調査、情報その他産地間の調整等に主力を振り向け、県外機関としての機能發揮に、適切な措置を講ぜられんことを強く要望する。

つぎに内部組織機構その他業務実績等は概ね左のとおりである。

一 本機関の組織機構は、現行組織規定により観光、商工、職業、農産物あつせん、林産、畜産の欠部内と庶務係のほか附属機関として、神戸に貿易事務所が置かれている。

現在職員は所長以下次長二名、商務員七名、その他八名(内休職一名)計一八名であるが、このうち神戸貿易事務所長は次長の事務取扱いである関係上、週三日の現地勤務でありまた、農産物あつせん部長も同

様次長の事務取扱いでありこれも、週三日の現地勤務である。

当所の活動を真に大阪における県総合経済事務所たらしめるのには、根本的には前述のようにその運営を、本来の姿にあらしめるように措置するとともに、なお、

1 神戸貿易事務所を現在の附設機関から大阪事務所の内部組織とするか、または、商工部に吸収して、一本化し人員の配置にも考りよして効率化を図ること。

2 県外出先機関として、別途大阪通勤寮が設置されているが、この施設を当所の所管に移し、職業部と密接な関係をもたせて、業務の円滑と入寮者の指導の徹底を期すること。

3 商工部、畜産部及び職業部の人的強化を図って、名古屋を中心として中部日本各市場にも配慮すること等について考りよ検討の要がある。

二 業務のあつせん状況

(単位千円)

区分	昭和三二年	昭和三三年	増減
農産物	六四三、六九六	八一六、八二五	一七三、一二九
畜産物	五九六、三二八	七三五、三六五	一三九、〇三五
商工物資	五三、〇四四	六六、〇二四	一一、九八〇
林産物	一〇、七二〇	一一、六七七	一、九五七
貿易品	二七、〇八七	二五、三二五	△ 一、七六二
計	一、三三〇、八七五	一、六五六、二二四	△ 三二五、三三九

観光あつせん 七二二人 五三〇人 △ 一九二  
就職人員 二、一四五 三、四三六 一、二九一  
であって、その内容を前年度と比較検討してみると、  
その一

農産物の八割は二十世紀梨で依然として王座を占めている。本年度の西瓜、柿は、霜雪害、干害等の天災によって、前年度より減少している。

その二

畜産物は近年総体的伸びを見せている。なかでも鶏

卵、食鶏、食肉とも著しく増加を示している。

その三  
商工物資は主として家具類が著しく伸びを示し、食用油が減少してきている。

その四  
林産物は主として薪、木炭であるが、この近年大きな変動はないようである。

その五

貿易品の引合件数は二二〇件で、このうち成立した

ものは一五件で、不成立に終わっているものが可成りある。これは、価格の点あるいは数量が纏らない点等によるものが多い。本年度は木製品等雑貨類の需要が落ち高級化してきたこと、杞柳製品は需要に波があること等によって減少しているが、竹製品は近年著しく伸びてきている。

また、すげ製品は需要の割合に原料不足で生産が伴わないのが現状のようである。

三 経理出納その他事務の処理は、概ね適切に執行しているものと認められたが、活動の原動力である通信費、旅費等が不足勝ちであったので考りよ、されたい。

なお、現地活動を容易にするためスクーター程度の機動力の増強につき考究されたい。

大阪通勤寮 昭和三十四年十月二十日監査

監査委員	松	本	利	治	
	同	荻	原	治	郎
	同	井	上	善	一
	同	戸	田	俊	己

一 本施設は京阪神地区における就職者の宿泊施設として設置され、監査時現在五十五名(収容定員五十名)を収容し、通勤の便宜供与に努めている。寮長及び出納員は大阪事務所長並びに同事務所の出納員が兼務しており、専任者としては事務員一名、臨時職員三名(寮母)を配置しているが、現行の運営状況からして、むしろ大阪事務所の附属機関として同所職業部と密着させ強く生活指導の線を打ち出す如く運営することが適当と思考されるので関係当局の考究善処を望む。

二 寮舎は老朽化し外塀は伊勢湾台風で倒れ、東側モルタル外壁は脱落寸前にあり、炊事場及び食堂諸設備が不完全なうえ狭あい等のため過去数回にわたり保健所より指摘されている実状につき、これが改善と根本的には改築拡大を計画すべきである。

また監査時において便所(二階)が故障のため使用不能となっていたので適切なる処置並びに各室の置替、襖の張替、内壁の塗装等環境の整備実施につき、

早急考慮の要がある。なお、電気冷蔵庫、シン等の備付についても当局の善処を望む。

三 本施設の使用料として一人一ヶ月八百円(三十四年四月より一千円)のほか給食費一ヶ月三千二百円(一日三食として)を徴収しているが、これが処理方法は納入告知書によっているが、実際の取扱いは事務員または寮母が現金を預って納入している実状にして、現行会計法規からしても妥当と認め難いので関係機関と協議のうえ適切な処理方法につき検討の要がある。

四 当寮運営費は、本年度県費充当額九万九千余円で他は寮使用料並びに食費による独立採算制であって、ことに、このうちには賃金職員の人件費二十三万六千余円が含まれているため、その運営が相当苦しいばかりでなく、賄材料購入手続が徒らに煩雑であって実状に即しない面がある。

人件費の県費充当、給食会計の分離について当局は検討善処せられたい。

五 経理出納その他事務処理について次の点留意された

い。

1 献立表を作成し給食の計画化につとめること。

2 原材料購入手続、方法等につき検討すること。

3 原材料の受払簿を作成し棚卸を励行すること。

東京事務所 昭和三十四年十月二十三日監査

監査委員	松	本	利	治	
	同	荻	原	治	郎
	同	井	上	善	一
	同	戸	田	俊	己

一 当所職員は、所長ほか十五名(一名は臨時駐在員)であるが、このうち三名は寮母、一名は運転手、二名は補助職員が含まれているので、実際に行政連絡、物産あつせん等の業務を担当する職員は所長ほか七名で、さらに、三十四年五月の人事異動により、従来の次長二名が一名となり反面、行政連絡、就職あつせん、業務の激増、上京県人の応接増に伴い、いきおい物産あつせん業務が低調となっている。

近く、都道府県会館の新築に伴って、行政、物産両

部の二分が見込まれているので、その機会に行政連絡員及び物産あつせん員並びに求人開拓専門職員（駐在員）等の充実配置が緊要と認められるので人事当局の検討善処を望む。

二 物産あつせん状況は次表の通りで農産物、とくに、

二十世紀梨が飛躍しているが、その他は前年に比較しさほど伸張が見られず、わずかに成立金額の増昇と三十

1 商工物産

品目	引合件数	成立件数	成立金額	備考
食料品	一八	一〇	一、六三〇、〇〇〇円	
木製品	三三	八	二七、四七一、五〇〇	
竹製品	七一	一五	七二〇、二五〇	
柘柳	一	一		
せんい	一	一		
紙	五	一	一〇、〇〇〇	
郷土玩具	四四	〇	三五八、〇八〇	
陶器	一八	五	三九、七〇〇	

四年より石製品の海外進出が目立っているに過ぎない。  
専任次長が欠員となり陣容も弱体化し業務の低調を来している現状にあったことは前述の通りであるので、人的強化を図るとともに本格的に市場調査を実施し、各種農産物の販路の拡張に一層の努力の要がある。

3 林産物 (木炭入荷量)		2 農産物 (二十世紀梨)	
要項	要項	要項	要項
市場	総量	年	年
東京 神奈川	本県分	三二年	三三年
計	比率	数量	金額
(全販横浜販売所)		箱	円
		一九三、一一二	一九三、〇〇〇
		七九一	七九一
		一五二、七五二	一五二、七五二
		一九三、〇〇〇	一九三、〇〇〇
		三、二八五、二三〇	三、二八五、二三〇
		五五、七〇〇	五五、七〇〇
		二・二	二・二

三 就職あつせんについては、都労働局及び県人等と緊密な連絡のもとに努力されているが、その状況は依頼数百四十六名に対して、住居、身元保証の条件等のため応募したものは百七名で、このうち監査当時採用決定者は二十七名に過ぎない状況であるので季節的あつせん員の常駐制度をとる等求人開拓について一層考慮の要がある。

四 当所予算科目の改善は正については、逐年合理化を図っているが、業務の拡大及び中央諸官庁との連絡接衝業務の増加に伴いこれら運営経費に不足を生じ、他科目の予算令達を受け処理している実状であり、また、商工物産関係予算も僅少であるので、適切なる予算の増額措置につき考慮の要がある。

なお、事務能率増進上、テレタイプの設置または、定時通話の設定、複写器の備付についても検討された。

五 経理出納その他事務処理について次の点留意された。

- 1 不用品売却にあたり売却手数料を収支相殺し、競売前予定価格をきめていないことは適当でない。
- 2 寮の宿泊料及び食事料等の収入事務につき、さらに合理的処理を要するものがある。
- 3 寮母より出納員に対する現金引継は出来るだけ早期に処理すること。

六 県育英会経営の学生寮は、当所長が寮監として運営管理に当たっているが、寮の現状及び他県の例に徴して、或る時期にこれを県に引継ぎ、多少の経常的県費を投ずるとともに県塾として特色と誇りをもつ眞の育英機関たらしめるよう考慮すべきと思料する。

昭和四年四月十五日第三種郵便 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県印刷所 鳥取県印刷所